

【幼児教育・保育の無償化に関する請求手続きのご案内】

施設等利用費の請求について（令和5年度）

無償化の対象となる施設や事業を利用した際に支払った利用料・保育料を「施設等利用費」として市から給付しますので、下記のとおり請求してください。

【給付の対象者】

市の「子育てのための施設等利用給付認定」を事前に受けている方

【提出書類】

（1）施設等利用費請求書 ※1

- ・新制度に移行していない幼稚園等 様式1-1
- ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育 様式1-2
- ・認可外保育施設等 様式1-3

（2）特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証 ※2

- ・新制度に移行していない幼稚園等 様式2-1
- ・幼稚園や認定こども園等の預かり保育 様式2-2
- ・認可外保育施設等 様式2-2

（3）特定子ども・子育て支援提供証明書 ※2

- ・新制度に移行していない幼稚園等 様式3
- ・認可外保育施設等 様式3

（4）振込先口座の通帳の写し（金融機関名・支店名・口座番号等が分かるページ）※3

※1 利用している施設や事業によって様式が異なりますのでご注意ください。

※2 請求する月数分の枚数が必要となります。（1ヶ月分につき1枚）
施設から発行されたものを添付してください。書類の様式は市から各施設へ配付しています。

※3 振込先は請求者名義の口座となります。以前に請求したことがある同口座への振込を希望する場合は提出不要です。

【請求書類受付期間】

- ・第1回（令和5年4月～6月までの利用料）

令和5年6月26日（月）～令和5年7月10日（月）

- ・第2回（令和5年7月～9月までの利用料）

令和5年9月26日（火）～令和5年10月10日（火）

- ・第3回（令和5年10月～12月までの利用料）

令和5年12月22日（金）～令和6年1月12日（金）

- ・第4回（令和6年1月～3月までの利用料）

令和6年3月11日（月）～令和6年4月5日（金）

【裏面あり】

【支払い（振込み）予定日】

- ・第1回受付分・・・令和5年 7月31日（月）
- ・第2回受付分・・・令和5年10月31日（火）
- ・第3回受付分・・・令和6年 1月31日（水）
- ・第4回受付分・・・令和6年 4月下旬

【書類提出先・問合せ先】

矢板市健康福祉部子ども課 保育担当（〒329-2192 矢板市本町5-4）
電話 0287-44-3600

【その他注意事項等】

- ・提出書類の様式は矢板市ホームページにも掲載しています。
- ・郵送での書類提出も可能ですが、記入の誤りや添付書類の不備等があった場合には、書類の修正や再提出が必要となります。